

2023年7月1日 No. 179 (毎月1日発行)

【所得税法第 25 条の申請における改正について】

財政部は 5 月 29 日、「外国営利事業の所得税法第 25 条第 1 項の規定の適用申請における所得計算に関する審査原則（財政部 112 年 5 月 29 日台財稅字第 11104713420 號令）」の改正条文を公表しました。主な改正のポイントは以下の通りです。

- 申請代理人の範囲の拡大（機関、団体、学校法人にも拡大）。
- 改正前は 5 年だった遡及期間が、改正後は 10 年前まで遡って申請が可能。
- 2023 年 5 月 29 日以降に所得税法第 25 条の適用を受けた案件の、当該適用の有効期間は 5 年を上限とする。契約期間が 5 年よりも短い場合は契約期間を基準とする。期間が満了した場合には、再度申請が可能。

→上記について、弊社で確認したところ、2023 年 5 月 29 日以前に適用を受けた案件でも有効期間は 5 年となり、その起算日は契約締結日となる。

【歩行者優先違反時の罰金額引き上げについて】

台湾交通部は 6 月 27 日、自動車やバイク等の車道を通行する車両が、横断歩道にて一時停止せず、歩行者の通行を優先しなかった場合、運転手の罰金を現行の 3,600 台湾ドルから 6,000 台湾ドルに引き上げると発表しました。6 月 30 日から施行されます。本来は、車両の先端部分から約 3 メートルの距離を開けて停止しなければいけないとされています。

フェアコンサルティング台湾
(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路 3 段 128 號 7 樓之 1 保富金融大樓
電話：+886-2-2717-0318
担当：坂下 (SAKASHITA)
yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。
「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。